◇**総合特別区域法**（法律第八一号）（内閣官房）

1　目的

この法律は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　総合特別区域基本方針

㈠　政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

㈡　総合特別区域基本方針には、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項、国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画等について定めることとした。（第七条第二項関係）

3　国際戦略総合特別区域における特別の措置

㈠　国際戦略総合特別区域の指定等

(1)　国際戦略総合特別区域の指定

イ　内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができることとした。（第八条第一項関係）

ロ　地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならないこととした。（第八条第二項関係）

(2)　国際競争力強化方針の策定

イ　内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めることとした。（第九条第一項関係）

ロ　国際競争力強化方針には、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体（(1)のイの指定を受けた地方公共団体をいう。以下この3において同じ。）が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定めることとした。（第九条第二項関係）

(3)　新たな規制の特例措置等に関する提案

指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができることとした。（第一〇条第一項関係）

(4)　国と地方の協議会

内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第一一条第一項関係）

㈡　国際戦略総合特別区域計画の認定等

(1)　国際戦略総合特別区域計画の認定

イ　指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとした。（第一二条第一項関係）

ロ　国際戦略総合特別区域計画には、目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めることとした。（第一二条第二項関係）

ハ　国際戦略総合特別区域計画には、国際戦略総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよう努めることとした。（第一二条第三項関係）

(2)　認定の取消し

内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が認定に係る基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。（第一七条第一項関係）

㈢　国際戦略総合特別区域協議会

地方公共団体は、国際戦略総合特別区域の指定の申請、作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会を組織することができることとした。（第一九条第一項関係）

㈣　認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1)　規制の特例措置

イ　通訳案内士法の特例を定めることとした。（第二〇条関係）

ロ　建築基準法の特例を定めることとした。（第二一条及び第二二条関係）

ハ　工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例を定めることとした。（第二三条関係）

ニ　政令等で規定された規制の特例措置に係る規定を定めることとした。（第二四条関係）

ホ　地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る規定を定めることとした。（第二五条関係）

(2)　課税の特例を定めることとした。（第二六条及び第二七条関係）

(3)　国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に係る規定を定めることとした。（第二八条関係）

(4)　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定めることとした。（第二九条関係）

(5)　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務に係る規定を定めることとした。（第三〇条関係）

4　地域活性化総合特別区域における特別の措置

㈠　地域活性化総合特別区域の指定等

(1)　地域活性化総合特別区域の指定

イ　内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができることとした。（第三一条第一項関係）

ロ　地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならないこととした。（第三一条第二項関係）

(2)　地域活性化方針の策定

イ　内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めることとした。（第三二条第一項関係）